



島根県報

平成31年3月15日（金）

号外第20号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県県税条例施行規則及び特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の（税 務 課） 2
課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布された条例等のあらまし

◇島根県県税条例施行規則及び特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第13号）

1 規則の概要

地方税法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴う規定及び様式の整備

2 施行期日

平成31年10月 1 日から施行することとした。

規 則

島根県県税条例施行規則及び特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第13号

島根県県税条例施行規則及び特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（島根県県税条例施行規則の一部改正）

第 1 条 島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第60条」を「第65条」に、「第 6 節 自動車取得税（第61条—第65条）」を「第 6 節 軽油引取税 第 6 節の 2 軽油引取税（第66条—第75条の 3）」

（第66条—第75条の 3）」に改める。

第 9 条の見出し中「自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条中「自動車税」の次に「種別割」を加える。

第22条第 1 項中「自動車税又は自動車取得税」を「自動車税の環境性能割又は種別割」に、「自動車税額又は自動車取得税額」を「自動車税の環境性能割額又は種別割額」に改める。

第23条第 1 項中「自動車税又は自動車取得税」を「自動車税の環境性能割又は種別割」に、「自動車税額又は自動車取得税額」を「自動車税の環境性能割額又は種別割額」に、「第131条」を「第170条」に、「自動車取得税額に係る」を「自動車税の環境性能割額に係る」に、「第122条第 1 項」を「第160条第 1 項」に、「第123条」を「第161条」に、「第152条第 1 項」を「第177条の13第 1 項」に改める。

第25条第 2 項中「第145条第 1 項」を「第145条第 3 号」に改め、同条第 3 項中「第442条第 2 号」を「第442条第 5 号」に改める。

第28条第 1 項中「第151条第 2 項」を「第177条の11第 2 項」に改め、同条第 2 項中「第134条第 1 項」を「第173条第 1 項」に、「第165条第 1 項」を「第177条の19第 1 項」に改め、同条第 3 項の表第 7 号左欄中「自動車税」の次に「の種別割」を加え、同号右欄中「自動車税」の次に「種別割」を加える。

第30条第 2 項の表第 2 号左欄中「自動車税」の次に「の種別割」を加え、同号右欄中「自動車税」の次に「種別割」を加える。

第 2 章第 6 節の節名を削る。

第61条から第65条までを次のように改める。

第61条から第65条まで 削除

第 2 章第 6 節の 2 を同章第 6 節とする。

第66条第 1 項中「第130号様式」を「第123号様式」に改め、同条第 2 項中「第131号様式」を「第124号様式」に改め

る。

第70条第1項中「第132号様式」を「第125号様式」に改め、同条第4項中「第133号様式」を「第126号様式」に改める。

第72条中「第134号様式」を「第127号様式」に改める。

第73条第1項中「第135号様式」を「第128号様式」に改め、同条第2項中「第136号様式」を「第129号様式」に改める。

第74条中「第137号様式」を「第130号様式」に改める。

第75条第1項中「第138号様式」を「第131号様式」に改め、同条第2項中「第139号様式」を「第132号様式」に改める。

第75条の2中「第140号様式」を「第133号様式」に改める。

第75条の3の表第2号中「第141号様式」を「第134号様式」に改め、同表第3号中「第142号様式」を「第135号様式」に改め、同表第4号中「第143号様式」を「第136号様式」に改め、同表第5号中「第144号様式」を「第137号様式」に改め、同表第6号中「第145号様式」を「第138号様式」に改め、同表第7号中「第146号様式」を「第139号様式」に改め、同表第8号中「第147号様式」を「第140号様式」に改め、同表第9号中「第148号様式」を「第141号様式」に改め、同表第10号中「第149号様式」を「第142号様式」に改め、同表第11号中「第150号様式」を「第143号様式」に改め、同表第12号中「第151号様式」を「第144号様式」に改め、同表第13号中「第152号様式」を「第145号様式」に改め、同表第14号中「第153号様式」を「第146号様式」に改め、同表第15号中「第154号様式、第155号様式」を「第147号様式、第148号様式」に改める。

第76条の4の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税額」を「種別割額」に改め、同条を第76条の9とする。

第76条の3の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「自動車税額」を「種別割額」に改め、同条第2項中「自動車税額」を「種別割額」に、「附則第19項第1号」を「附則第18項第1号」に改め、同条を第76条の8とする。

第76条の2の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税額」を「種別割額」に改め、同条を第76条の7とする。

第76条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税の」を「種別割の」に、「自動車税課税免除申請書」を「自動車税種別割課税免除申請書」に改め、同条を第76条の6とし、第2章第7節中同条の前に次の5条を加える。

(環境性能割の課税免除)

第76条 条例第45条の2の規定により環境性能割の課税免除を受けようとする者は、法第160条第1項に規定する時又は日までに、自動車税環境性能割課税免除申請書(第149号様式)により、所長に申請しなければならない。

(環境性能割の減免)

第76条の2 条例第45条の4第1号の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、法第160条第1項に規定する時又は日までに、災害による自動車税環境性能割減免申請書(第150号様式)により、所長に申請しなければならない。

2 条例第45条の4第2号又は第3号の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、法第160条第1項に規定する時又は日までに、自動車税種別割(自動車税環境性能割)減免申請書(第162号の2様式)により、所長に申請しなければならない。この場合において、条例第45条の4第2号の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、当該戦傷病者手帳)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定

により交付された身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（運転免許を取得するためあらかじめ自動車を取得した身体障害者等で、道路交通法第99条第1項の規定により指定された自動車教習所に在学しているものにあつては、当該自動車教習所の在学証明書）を提示しなければならない。

- 3 自動車を取得した身体障害者等で、運転免許証がないため前項の規定による申請ができなかったものが、法第160条第1項の規定による申告書を提出した日後6月以内に運転免許を取得した場合で、当該運転免許取得の日後1月以内に減免の申請をしたときに限り、同項の規定による申告書の提出の時又は日に減免の申請があつたものとみなす。

（天災その他これに類する災害により滅失等した自動車に代わる自動車に係る環境性能割の減免基準）

第76条の3 条例第45条の4第1号の規定に該当する自動車に対しては、天災その他これに類する災害がやんだ日から3月以内に自動車を取得した場合に限り、滅失し、又は損壊した自動車の当該天災その他これに類する災害の直前における価額に、次の表の左欄に掲げる損害の程度に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる減免率を乗じて得た額に環境性能割の税率を乗じて得た額を当該自動車に係る環境性能割額から減額する。ただし、条例第51条第1号の規定により種別割の減免を受けた自動車に代わるものとして取得したときは、環境性能割については、その税額を免除しないものとする。

損害の程度	減免率
10分の3以上10分の5未満	100分の60
10分の5以上10分の8未満	100分の80
10分の8以上	100分の100

（身体障害者等に対する環境性能割の減免基準）

第76条の4 第80条第1項の規定は、条例第45条の4第2号の規定により環境性能割を減免する場合について準用する。この場合において、第80条第1項中「掲げる者が所有する」とあるのは「掲げる者が取得する」と、「生計を一にする者が所有する」とあるのは「生計を一にする者が取得する」と、「その年度分の種別割につき次項に定める額を免除する」とあるのは「取得価額（第76条の4第3項本文の規定により環境性能割の減免を受ける場合は、同項に規定する特別の仕様による製造又は構造変更に要した金額を控除した額）又は300万円のいずれか低い額に当該自動車の取得に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額を当該自動車に係る環境性能割の額から減免する」と、「法第442条第3号に規定する軽自動車等に係る軽自動車税の種別割について減免を受けているときは」とあるのは「当該自動車以外に、種別割又は法第442条第3号に規定する軽自動車等に係る軽自動車税の種別割について減免を受けた自動車を所有しているとき（法第147条第1項又は法第444条第1項の適用があるときを含む。）は」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定により減免を受けた自動車を身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者が所有している場合は、前項の規定にかかわらず、当該身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者が取得した自動車に係る環境性能割については、その税額を免除しないものとする。

- 3 条例第45条の4第3号の規定に該当する自動車に対しては、身体障害者等を乗車させるため、又は専ら身体障害者の運転の用に供するための特別の仕様による製造又は構造変更に要した金額に当該自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する税額を当該自動車に係る環境性能割額から減免する。ただし、専ら身体障害者等を乗車させるために特別の仕様により製造され、又は構造変更が加えられた自動車にあつては、当該自動車に係る環境性能割額の金額を免除するものとする。

（環境性能割に係る文書等の様式）

第76条の5 条例第45条の3第3項に規定する納税済印は、第164号様式とする。

- 2 法第161条第2項の規定による自動車の取得の修正申告書は、第151号様式とする。

- 3 環境性能割について、次の表の左欄に掲げる行為をする場合には、同表の右欄に掲げる文書の様式によってしなければならない。

行為の区分	文書の書式
1 法第164条第2項の規定による納税義務の免除の適用があるべき旨の申告	自動車税環境性能割徴収猶予申告書（第152号様式）
2 法第164条第6項の規定による納税義務の免除に係る徴収金の還付又は納税義務の免除の申請	自動車税環境性能割還付（納税義務の免除）申請書（第153号様式）
3 法第165条第2項の規定による自動車の返還に係る徴収金の還付の申請	自動車税環境性能割還付申請書（第154号様式）
4 法第168条第4項、法第171条第6項又は法第172条第5項の規定による更正又は決定の通知	自動車税環境性能割更正（決定）通知書（第10号の2様式又は第155号様式）

第77条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「自動車税の」を「種別割の」に、「自動車税減免申請書」を「自動車税種別割減免申請書」に改め、同条第2項中「自動車税の」を「種別割の」に、「自動車税減免申請書」を「自動車税種別割減免申請書」に改め、同条第3項中「第4号の規定により自動車税」を「第4号の規定により種別割」に、「第148条」を「第177条の8」に、「自動車税減免申請書」を「自動車税種別割減免申請書」に、「自動車税（自動車取得税）減免申請書」を「自動車税種別割（自動車税環境性能割）減免申請書」に、「第51条第3号の規定により自動車税」を「第51条第3号の規定により種別割」に改め、同条第4項中「自動車税の」を「種別割の」に、「自動車税減免申請書」を「自動車税種別割減免申請書」に改め、同条第5項中「第148条」を「第177条の8」に、「第38条第3号」を「第45条の4第3号」に改め、同条第6項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「自動車税の」を「種別割の」に、「自動車税減免申請書」を「自動車税種別割減免申請書」に改める。

第78条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税額」を「種別割額」に改める。

第79条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「自動車税額」を「種別割額」に改める。

第80条の見出し中「自動車税の」を「種別割の」に改め、同条第1項中「の自動車税」を「の種別割」に、「第442条の2」を「第442条第3号」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第2項第1号及び第2号中「第151条第1項」を「第177条の11第1項」に、「第150条第2項」を「第177条の10第2項」に改め、同項第3号中「第151条第3項」を「第177条の11第3項」に、「第150条第2項」を「第177条の10第2項」に改め、同条第3項中「附則第19項第1号」を「附則第18項第1号」に改め、同条第4項中「自動車税額」を「種別割額」に改める。

第80条の2の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税額」を「種別割額」に改める。

第81条の見出し及び同条第2項中「自動車税」を「種別割」に改める。

第8号様式、第9号様式その1及び第9号の2様式中「自動車税」の次に「種別割」を加える。

第10号の2様式中「第11条、第65条関係」を「第11条、第76条の5関係」に、「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に改める。

「
第23号様式中



を

「



に改める。

」

第27号様式その4表面中「自動車税」の次に「種別割」を加え、「第145条」を「第146条」に改める。

第27号様式その5表面中「自動車税」の次に「種別割」を加え、「第151条第7項の」を「第177条の11第7項の」

「地方税法第145条」を「地方税法第146条」に改め、同様式裏面中「第151条第7項」を「第177条の11第7項」に改める。

第27号様式その6表面中「自動車税」の次に「種別割」を加え、「第145条」を「第146条」に改める。

第28号様式その1裏面中「自動車税」の次に「種別割」を加え、「第151条第7項」を「第177条の11第7項」に、「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に改める。

第28号様式その2表面中「自動車税」の次に「種別割」を加える。

第35号様式、第71号様式その1から第71号様式その3までの様式中「自動車税」の次に「種別割」を加える。

第123号様式から第129号様式までを削り、第130号様式を第123号様式とし、第131号様式中「第130号様式」を「第123号様式」に改め、同様式を第124号様式とし、第132号様式から第154号様式までを7様式ずつ繰り上げ、第155号様式を第148号様式とし、同様式の次に次の7様式を加える。

第 149 号様式 (第 76 条関係)

自動車税環境性能割課税免除申請書			
年 月 日	申 請 者	所 在 地	
県民センター所長 様		名 称	㊟
登録番号又は車両番号	島根	取 得 年 月 日	年 月 日
自 動 車 の 種 別		用 途	
車 体 の 形 状			
乗 車 定 員	() 人	最 大 積 載 量	() kg
主たる定置場所在地			
年 度	年度分	税 額	円
課税免除を受けようとする理由			

備考 この申請書には、課税免除を受けようとする理由を証明する書類を添付すること。

第 150 号様式 (第 76 条の 2 関係)

災害による自動車税環境性能割減免申請書					
年 月 日		申 請 者	住所又は 所在地		
			氏名又は 名称	Ⓜ	
代 替 自 動 車	登録番号又は 車両番号	島根		登録番号又は 車両番号	島根
	取得年月日	年 月 日		取得年月日	年 月 日
	自動車 の 種 別			自動車 の 種 別	
	用 途			用 途	
	車体の形状			車体の形状	
	乗車定員	() 人		乗車定員	() 人
	最大積載量	() kg		最大積載量	() kg
	主たる定置 場 所 在 地			主たる定置 場 所 在 地	
	年 度	年度分		被災年月日	年 月 日
	税 額	円		抹消登録等 の 種 類	
登録年月日	年 月 日		抹消登録等 年 月 日	年 月 日	
被災原因及び その 状 況					

備考 この申請書には、次のいずれかの書類を添付すること。

- 1 市町村長が発行する被災証明書
- 2 一般財団法人日本自動車査定協会が発行する査定証
- 3 一般財団法人日本自動車査定協会に登録されている査定士が発行する査定証

第151号様式 (第76条の5関係)

自動車税環境性能割修正申告書

県民センター所長様

年 月 日

登録番号又は車両番号 島根 かな	取得原因		取得年月日		低燃費特例適用の有無 有・無	自動車税環境性能割 現実の取得価額	円
	1 売買 2 その他()	用途	年	月			
当初申告年 月 日	初度登録年 又は初度検査年	自動車の種別	用途		エネルギー消費効率 10・15モード km/1	低燃費特例 控除額	円
年 月 日	年	1 普通 2 小型 3 輪小型 4 軽	1 乗用車 2 トラック(貨物) 3 トラック(貨客兼用車) 4 トラック(けん引車) 5 トラック(被けん引車) 6 バス(一般乗合用) 7 バス(その他()) 8 3輪小型 9 特殊用途自動車() 10 その他()	車 体 の 形 状	車 両 重 量	課税標準額①	円
自家用、営業用の別	車 体 の 形 状	車 名	型	式	kg	税 率②	円
1 自家用 2 営業用	(付)				燃 料 の 種 類	①×②	円
種別区分番号	車 台 番 号	主 たる 定 置 場			1 ガソリン 2 軽油 3 その他	既に納付の確定 した税額④	円
納税義務者	住所(所在地)	1 納税義務者の住所地 2 ()	備 考		車両総重量	③-④	円
	ふりがな 氏名(名称)	Ⓜ			kg	不足税額⑤	円
旧所有者	住所(所在地)及び 氏名(名称)				変速装置の方式	延滞金額⑥	円
	住所(所在地)及び 氏名(名称)	Ⓜ			1 手動式 2 手動式以外	⑤+⑥	円
申告代理人	住所(所在地)及び 氏名(名称)	Ⓜ			自動車の構造	合計納付金額	円
	住所(所在地)及び 氏名(名称)	Ⓜ			1 構造 2 構造	収納紙印 代金	

第 152 号様式 (第 76 条の 5 関係)

自動車税環境性能割徴収猶予申告書			
年 月 日 県民センター所長 様	申 告 者	住所又は 所在地	
		氏名又は 名 称	㊟
登録番号又は車両番号	島根		
年 度	年度分	税 額	円
譲渡担保財産の取得年月日	年 月 日		
債権の消滅予定年月日	年 月 日		
譲渡担保財産の移転予定年月日	年 月 日		
譲 渡 担 保 財 産 の 設 定 者	住所又は所在地		
	氏名又は名称		

備考 この申告書には、自動車を譲渡担保財産として取得したこと及び当該自動車を譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から6月以内に譲渡担保財産の設定者に移転することを証明する書類を添付すること。

第 153 号様式 (第 76 条の 5 関係)

自動車税環境性能割還付（納税義務の免除）申請書			
年 月 日 県民センター所長 様	申 請 者	住所又は 所在地	
		氏名又は 名 称	㊟
登録番号又は車両番号	島根		
年 度	年度分	税 額	円
納 付 年 月 日	年 月 日		
譲渡担保財産の取得年月日	年 月 日		
債 権 の 消 滅 年 月 日	年 月 日		
譲渡担保財産の移転年月日	年 月 日		
譲 設 渡 定 担 者 保 財 産 の	住所又は所在地		
	氏名又は名称		

備考 この申請書には、自動車を譲渡担保財産として取得したこと及び当該自動車を譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から6月以内に譲渡担保財産の設定者に移転したことを証明する書類を添付すること。

第 154 号様式 (第 76 条の 5 関係)

自動車税環境性能割還付申請書			
年 月 日	申 請 者	住所又は 所在地	
県民センター所長 様		氏名又は 名 称	㊟
登録番号又は車両番号	島根		
年 度	年度分	税 額	円
納 付 年 月 日	年 月 日		
自 動 車 取 得 年 月 日	年 月 日		
自 動 車 返 還 年 月 日	年 月 日		
自 受 売 動 け 業 車 た 者 の 自 返 動 還 車 を 販	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
自動車を返還した理由			

備考 この申請書には、自動車の取得の日から1月以内に自動車販売業者に返還したこと及びその理由を証明する書類を添付すること。

第155号様式（第76条の5関係）

(表)

第 号
年 月 日

様

県民センター所長

印

自動車税環境性能割更正（決定）通知書

次のとおり課税標準額及び税額の更正（決定）並びに加算金額の決定をしたので通知します。不足税額及び加算金額並びに不足税額に対する延滞金額を納期限までに納付してください。不足税額に対する延滞金の計算方法は、裏面のとおりでです。

年度	登録番号又は車両番号	島根			
課税標準額及び税額の更正（決定）		加算金額の決定			
		区 分	基本税額	率	金 額
課税標準額	円	過少申告加算金	対象不足税額等	円	$\frac{10}{100}$ 円
税率	$\frac{\quad}{100}$		加算対象税額等		$\frac{5}{100}$
税額	円		計		
既に納付の確定した税額	円	不申告加算金	対象基本税額		$\frac{\quad}{100}$
過不足税額	円		加算対象税額		$\frac{5}{100}$
申告期限	年 月 日		計		
申告書提出日	年 月 日	重加算金		$\frac{\quad}{100}$	
不足税額及び加算金額の納期限	年 月 日				
更正（決定）の理由	1 地方税法第168条第 項の規定による。 2 地方税法第171条第 項の規定による。 3 地方税法第172条第 項の規定による。				

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(裏)

延滞金の計算方法

1 延滞金は、次の算式により計算してください。

- (1) 不足税額の納期限まで又は不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日までに納付される場合

$$\text{不足税額} \times 0.073 \times \frac{\text{申告期限の翌日から納付の日までの期間の日数}}{365}$$

- (2) 不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日後に納付される場合

$$\begin{aligned} & \text{不足税額} \times \left\{ \begin{array}{l} 0.073 \times \frac{\text{申告期限の翌日から不足税額の納期限までの期} \\ \text{間及び不足税額の納期限の翌日から1月を経過} \\ \text{する日までの期間の日数 (A)} \\ \hline 365 \\ + 0.146 \times \frac{\text{申告期限の翌日から納付の日までの期間の日数} - (A)}{365} \end{array} \right\} \end{aligned}$$

- 2 0.146（年14.6%の割合）及び0.073（年7.3%の割合）は、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、0.146（年14.6%の割合）にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合、0.073（年7.3%の割合）にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%を超えるときは、年7.3%の割合）になります。
- 3 不足税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算してください。また、不足税額の全額が2,000円未満であるときは、延滞金を計算する必要はありません。
- 4 延滞金に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。また、延滞金の全額が1,000円未満であるときは、延滞金を納付する必要はありません。

第159号様式中「第76条関係」を「第76条の6 関係」に改め、「自動車税」の次に「種別割」を加える。

第160号様式から第162号様式までの様式中「自動車税」の次に「種別割」を加える。

第162号の2 様式表面中「第62条、第77条関係」を「第76条の2、第77条関係」に、「自動車税」を
(自動車取得税) 」

「自動車税種別割」に、「自動車取得税の」を「自動車税環境性能割の」に、

自動車税
自動車取得税

を
(自動車税環境性能割) 」

「

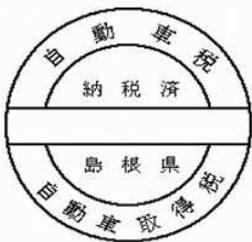
自動車税種別割
自動車税環境性能割

」に、「第38条第3号」を「第45条の4 第3号」に、「第38条第2号」を「第45条の4 第2号」に改

め、同様式裏面中「第38条第2号」を「第45条の4 第2号」に、「第38条第3号」を「第45条の4 第3号」に改める。

第162号の3 様式及び第163号様式中「自動車税」の次に「種別割」を加える。

第164号様式中「第65条、第81条関係」を「第76条の5、第81条関係」に、

「」を「」に改める。

(特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則（平成15年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表3の項申請の区分の欄中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改め、同項期限の欄中「第122条第1項」を「第160条第1項」に改め、同項様式の欄中「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に改める。

第3号様式中「の自動車取得税」を「の自動車税環境性能割」に、「自動車取得税の」を「自動車税の環境性能割の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(自動車取得税に関する経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

3 第1条の規定による改正後の島根県県税条例施行規則及び第2条の規定による改正後の特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則（以下これらを「新規則」という。）の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

4 新規則の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成31年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの施行日前に納税義

務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

(用紙に関する経過措置)

- 5 第1条の規定による改正前の島根県県税条例施行規則及び第2条の規定による改正前の特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。